最終更新日：2019年7月9日

ブロードメディア株式会社

代表取締役社長　橋本　太郎
問合せ先：取締役　経営管理本部長　押尾　英明
証券コード：4347
https://www.broadmedia.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対して、公正かつ透明性の高い経営を心がけるとともに、内部においては、効率性と適法性を同時に確保できるガバナンス体制の構築を図っております。

当社の事業を取り巻く経営や技術環境の変化はめざましく、迅速な意思決定が求められております。また、子会社の成長に伴い、当社グループでの子会社の重要性が高まっております。このため、当社は、主要な子会社の代表取締役を当社取締役とすることで、グループ経営の強化を図ってまいります。一方で取締役による意思決定・監督機能と執行役員による業務遂行機能を分離し、意思決定の迅速化及び業務遂行機能の強化を図るため執行役員制度を導入しております。さらに、社外取締役1名を選任することで、監視機能を強化しております。また、監査役4名の全員を社外監査役とすることで独立した立場からの監査を確保し、経営に対する監視機能の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ゴールドマンサックスインターナショナル	2,434,472	3.12
株式会社SBI証券	2,181,800	2.80
藤田　浩介	1,309,900	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,062,700	1.36
橋本　太郎	1,019,872	1.31
バンク　オブ　ニューヨーク　ジーシーエム　クライアント　アカウント　ジェイピーアールディ　アイエスジー　エフアイーエイシー	854,287	1.10
國重　恒之	780,000	1.00
坂本　誠	753,100	0.97
楽天証券株式会社	631,800	0.81
高橋 正洋	600,000	0.77

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．「大株主の状況」は2019年3月31日現在の株主名簿の記載内容に基づいて、記載しております。
2．「大株主の状況」における所有株割合は、当社の保有する自己株式1,157,427株を除いて算定しております。
3．当社代表取締役社長　橋本太郎の所有株式数には、本人が株式を保有する資産管理会社の株式会社TALOが保有する株式数1,000,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月

業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
関　伸彦	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

関　伸彦	○	＜略歴＞ 1990年 4月　建設省（現：国土交通省）入省 1996年10月　ゴールドマン・サックス証券会社入社 2005年12月　同社投資銀行部門マネージング・ディレクター 2009年 7月　株式会社フジタ専務執行役員経営本部長 2009年10月　同社取締役 2010年11月 シティグループ証券株式会社投資銀行本部マネージングディレクター 2012年 4月　株式会社産業革新機構（株式会社産業革新投資機構）投資事業グループ マネージング・ディレクター 2014年 6月　当社取締役（現任） 2014年12月　株式会社教育測定研究所取締役副社長　兼　CFO 2015年 3月　株式会社EduLab代表取締役副社長　兼　CFO（現任）	＜社外取締役選任理由＞ 関取締役は2014年6月より当社取締役を務めております。同取締役は、長年にわたり証券会社にて特に金融に関わる業務に携わってきました。金融分野の豊富な専門知識を活かした助言・提言をいただくことと、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性確保に貢献していただけることを期待し、選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 関取締役がこれまでに在籍していた企業及び現在在籍している企業と当社及び当社子会社との間に現在取引関係はありません。 また、関取締役は証券取引所の定める独立性基準も満たしているため、一般株主との利益相反が生ずるおそれがなく、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

（ｉ）監査役会は、業務監査室から監査計画、監査結果ならびにその他監査に関する事項について定期的に報告を受け、必要に応じて随時情報及び意見交換を行っております。
（ii）会計監査人と監査計画の策定から監査終了まで定期的に情報及び意見交換を行うとともに、四半期ごとに会計監査人から監査結果の報告を受けております。
（iii）四半期ごとにグループ監査役連絡会を開催し、子会社監査役・業務監査室・会計監査人のほか執行部門を招聘し、リスク情報を中心とした各種情報の収集・共有に努めております（三様監査会議）。また、社外取締役とも随時各種情報共有・意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古屋　俊一	他の会社の出身者							△			△			
北谷　賢司	他の会社の出身者										△			
佐藤　淳子	弁護士													
山田　純	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古屋　俊一	○	＜略 歴＞ 1982年 4月 株式会社富士銀行（現：株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2006年10月 同行新横浜支店支店長 2008年10月 同行業務監査部監査主任 2012年 3月 ソフトバンク株式会社（現：ソフトバンクグループ株式会社）業務監査室担当部長 2015年 5月 同社及びソフトバンクモバイル株式会社（現：ソフトバンク株式会社）、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社（現：SBペイメントサービス株式会社）内部監査室兼任 2017年 6月 当社常勤監査役（現任） 2018年 6月 ブロードメディア・スタジオ株式会社監査役（現任） ハリウッドチャンネル株式会社監査役（現任）	＜社外監査役選任理由＞ 古屋監査役は2017年6月より当社監査役を務めております。同監査役は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しております。この豊富な実務経験に基づく公正な監査を期待し、選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 当社は株式会社みずほ銀行と預金や借入等の取引を行っておりますが、今後、資金調達が必要になった際に、同行からの融資の有無が当社の意思決定に与える影響は限定的であると考えております。 ソフトバンク株式会社とは、同社の通信商材を販売する取引を行っておりますが、取引条件等は一般の他の取引先と同様であり、当社の意思決定に影響を与えるほどの取引関係にはないと判断しております。 また、古屋監査役は証券取引所の定める独立性基準も満たしているため、一般株主との利益相反が生ずるおそれがなく、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

北谷　賢司	○	＜略 歴＞ 1980年 9月 米国ワシントン州立大学コミュニケーション学部助教授 1992年 4月 株式会社東京ドーム取締役 Tokyo Dome Enterprises Corporation取締役社長 2001年 4月 ソニー株式会社執行役員 Sony Corporation of America エグゼクティブ・バイス・プレジデント 2004年 9月 米国ワシントン州立大学コミュニケーション学部栄誉教授 2010年 1月 金沢工業大学虎ノ門大学院教授（現任） 2010年 4月 金沢工業大学コンテンツ＆テクノロジー融合研究所所長（現任） 2010年 6月 当社監査役(現任) 2011年 7月 Avex International Holdings Ltd.代表取締役社長 Avex Hawaii Inc.代表取締役社長 Avex Taiwan Inc.代表取締役会長 Avex Hong Kong Ltd.代表取締役社長 Avex China Co., Ltd.代表取締役社長 2012年 3月 Avex Shanghai Co., Ltd. 代表取締役社長 2013年 7月 Avex International Holdings Singapore Pte. Ltd.（現Avex Asia Pte. Ltd.）代表取締役社長 2014年 4月 一般社団法人ロケーション・エンタテインメント学会理事兼副会長（現任） 2017年 9月 米国 Anschutz Entertainment Group エグゼクティブ・バイス・プレジデントアジア担当兼エグゼクティブ・ディレクター（現任）	＜社外監査役選任理由＞ 北谷監査役は、2010年6月より当社監査役を務めております。同監査役は、長年に亘る豊富な経営経験と高い見識により、当社業務執行者から独立した立場での監査を実施していただけるものと判断し、選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 北谷監査役は、エイベックス株式会社及び傘下のグループ会社の要職を歴任しておりましたが、2017年8月に同社及び同社グループ会社を退社しております。 同社グループと当社及び当社子会社との取引関係は僅少であり、当社の意思決定に影響を与えるほどの取引関係にはないと判断しております。 また、北谷監査役は証券取引所の定める独立性基準も満たしているため、一般株主との利益相反が生ずるおそれがなく、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
佐藤　淳子	○	＜略 歴＞ 2005年10月 弁護士登録 尾崎法律事務所所属（現任） 2016年 5月　学校法人塩原学園監事（現任） 2016年 6月　当社監査役（現任）	＜社外監査役選任理由＞ 佐藤監査役は、2016年6月より当社監査役を務めております。同監査役は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、当社執行者から独立した立場での監査を実施していただけるものと判断し、選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 佐藤監査役が現在在籍している企業と当社及び当社子会社との間に現在取引関係はありません。 また、佐藤監査役は証券取引所の定める独立性基準も満たしているため、一般株主との利益相反が生ずるおそれがなく、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

山田　純	○	＜略 歴＞ 1978年 4月 松下通信工業株式会社（現：パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社）入社 1995年 5月 米国アクセスライン・テクノロジーズ株式会社技術部長 1998年 5月 クアルコムジャパン株式会社入社 2005年 3月 同社代表取締役社長 2012年 5月 同社特別顧問 2013年 8月 会津電力株式会社代表取締役副社長 2017年 6月 当社監査役（現任） 2019年 5月 会津電力株式会社代表取締役社長（現任）	＜社外監査役選任理由＞ 山田監査役は2017年6月より当社監査役を務めております。同監査役は、長年に亘る豊富な経営経験と高い見識により、当社業務執行者から独立した立場での監査を実施していただけるものと判断し、選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 山田監査役がこれまでに在籍していた企業及び現在在籍している企業と当社及び当社子会社との間に現在取引関係はありません。 また、山田監査役は証券取引所の定める独立性基準も満たしているため、一般株主との利益相反が生ずるおそれがなく、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社取締役への報酬としてのストックオプションの付与について、2006年6月16日開催の定時株主総会において決議いただいております。
ストックオプションの割当・行使の各種条件の決定については、当社取締役会の決議によりますが、当該ストックオプションに係わる取締役会の決議は行なっておりませんので、現時点でストックオプションを付与されている取締役はおりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役

該当項目に関する補足説明

当社取締役への報酬としてのストックオプションの付与について、2006年6月16日開催の定時株主総会において決議いただいております。
ストックオプションの割当・行使の各種条件の決定については、当社取締役会の決議によりますが、本ストックオプションに係わる取締役会の決議は行なっておりませんので、現時点でストックオプションを付与されている取締役はおりません。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年度における、取締役6名に対する報酬等の額は72,636千円でした。
このほかに、使用人兼務取締役3名に対する使用人分報酬として26,933千円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2000年６月20日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）と決議されております。
また、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 橋本太郎であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、担当職務、各期の業績・貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、監査役の職務の執行に必要な場合、監査役会と協議のうえ、必要な業務量に応じて専任又は兼任の補助使用人を置くことができるものとしております。また、社外取締役及び社外監査役は、監督又は監査にあたり、取締役、執行役員及び経営管理本部等の役職員に個別にヒアリングを実施することができます。さらに、社外監査役は、定期的に開催される監査役会において、取締役会以外の重要会議の内容、業務監査室の監査結果、重要子会社の監査状況等について常勤監査役から報告を受けております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社における業務執行、監査・監督に係る機関とその内容は下記のとおりです。

1．取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 橋本太郎が議長を務めております。その他メンバーは取締役 久保利人、取締役 嶋村安高、取締役 押尾英明、取締役 桃井隆良、社外取締役 関伸彦の取締役6名で構成されており、原則として毎月開催しております。法令で定められた事項や経営に関する重要な事項に関する意思決定を行うとともに、業務執行を負託している執行役員による各部門の業務執行状況の監督を行っております。

2．監査役会

当社の監査役会は、監査役 古屋俊一が議長を務めております。その他メンバーは監査役 北谷賢司、監査役 佐藤淳子、監査役 山田純の社外監査役4名（うち1名が常勤監査役）で構成されており、すべての監査役を社外監査役とすることで、監視機能を強化しております。

各監査役は定期的に監査役会を開催し、監査役会において策定された監査計画に基づき監査を実施し、取締役会に出席するとともに、代表取締役や最高財務責任者（CFO）と定期的に面談し、情報入手・意見交換に努めております。

常勤監査役は、経営会議やコンプライアンス委員会を含む重要な社内会議に出席し、重要な決裁書類を閲覧し、経理部、財務部、法務部等を含む各部門から業務の執行状況につき個別に聴取することを通じ、取締役及び執行役員の職務執行を常時監視しております。

監査役会は、業務監査室から監査計画、監査結果ならびにその他監査に関する事項について定期的に報告を受け、必要に応じて随時意見を交換しており、会計監査人とは監査計画の策定から監査終了まで随時意見を交換し、四半期ごとに会計監査人から監査結果の報告を受けております。また、四半期ごとにグループ監査役連絡会を開催し、子会社監査役・業務監査室・会計監査人のほか執行部門を招聘し、リスク情報を中心とした各種情報の収集・共有に努め（三様監査会議）、社外取締役とも随時各種情報共有・意見交換を行っております。なお、常勤監査役の古屋俊一氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有するものであります。

3．業務監査室

業務監査担当者2名は、各部門及び各連結子会社における内部統制の整備運用状況等について、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令遵守、資産保全等の観点で検証評価し、適正化のための指導及び助言を行っております。また、法令違反行為の未然予防と早期発見を目的として、当社及び当社の子会社の役職員からの報告及び相談を受け付けるホットラインを設置運用しております。

4．チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）及びコンプライアンス委員会

当社の取締役会は、法令遵守の責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任し、その下にコンプライアンス委員会を設置し、各部門にコンプライアンス責任者を置く体制を整備しております。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、当社が遵守すべき法令等に関する教育を定期的に実施するとともに、法令遵守に関する社内規則、ガイドライン、マニュアル等の整備を行っております。コンプライアンス委員会は各部門及び各連結子会社の部門長及び代表者等により構成されており、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指導のもと、当社グループにおけるコンプライアンス体制の強化を図っております。

5．経営会議及び月次決算報告会

経営会議及び月次決算報告会は、代表取締役社長 橋本太郎が議長を務めております。その他のメンバーは、当社及び当社の連結子会社の取締役、執行役員及び幹部社員で構成されており、原則として毎月開催しております。業務の遂行状況や業績の進捗状況についての報告、経営上の重要課題についての協議及び決議が行われております。

6．リスク判定会議

リスク判定会議は、代表取締役社長 橋本太郎が議長を務めております。その他メンバーは、当社及び当社の連結子会社の取締役、執行役員及び部門長から構成されており、原則として四半期に1回以上開催しております。当会議において、当社グループの事業に内在するリスクを定期的に組織横断的に検討し、総合的な対策を講じております。

7．会計監査人

金融商品取引法監査及び会社法監査を担う会計監査人として仁智監査法人と監査契約を締結しております。監査におきましては、複数の公認会計士による監査体制がとられております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、6名の取締役と4名の監査役を選任しております。取締役のうち1名が社外取締役、また、監査役の全員が社外監査役であり、5名全員を独立役員に指定しております。

当社の規模や業態等を考えますと、当社及び当社グループの事業内容等に精通している社内取締役を中心に構成される取締役会と、全員が社外監査役で構成される監査役会による経営監視体制の整備、強化による現在のガバナンス体制が、現時点では当社にとって最もふさわしい体制であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が議案について十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めております。また、招集通知の発送前に当社ウェブサイトへ掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した総会期日の設定を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	第10回（2006年3月期）定時株主総会よりインターネットによる議決権行使方法を導入しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表後に、ホームページ上で、決算の概況、事業の進捗、今後の戦略について、代表取締役自ら、動画配信にて説明を行います。 また、定期的ではございませんが、適宜、証券会社及び公益社団法人日本証券アナリスト協会が主催する投資セミナーに参加する等、個人投資家向けに説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、期末決算、第2四半期決算発表直後に、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。決算の概況、事業進捗、今後の戦略等について、代表取締役自ら、説明を行います。また、この内容は、後日ホームページ上で動画配信をしております。第1四半期、第3四半期の決算発表後には、ホームページ上で、決算の概況、事業の進捗、今後の戦略について、代表取締役自ら、動画配信にて説明を行います。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的な説明会は行っておりませんが、適宜、証券会社主催のカンファレンスへの参加や海外ロードショーを実施し、代表取締役が海外投資家に説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主通信、決算概況プレゼンテーション資料、プレスリリースを中心に、IR情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報管理責任者に取締役を任命し、IR担当部署としては、経営管理本部財務部が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重についての規定は特に設けておりませんが、「創造力が生み出す優れた作品やサービスを広く社会に普及させ、より豊かなコミュニティーの形成・発展に貢献する。」という当社の経営理念の実現に向けて努力してまいります。また、この経営理念のもと、株主の皆様の利益を尊重した公正な経営を心がけるとともに、新しい技術により生み出された革新的なサービスの提供により、お客様や提携先の満足度向上を図ってまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等は特に設けておりませんが、金融商品取引法等の関連法令や東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を適時・適切に実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、全てのステークホルダーが平等に入手できるよう努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会にて決議しております。その概要は次のとおりです。

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役を含むすべての役職員が法令・定款・社内規則・社会規範及び倫理に適合した行動をとることをあらゆる企業活動の前提とする。そのため、コンプライアンスの責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任し、その下にコンプライアンス委員会を設置し、また、各部門及び各グループ会社にコンプライアンス責任者を置く体制を整える。

CCOは、当社グループが適合すべき法令等に関する教育を定期的に実施するとともに、コンプライアンスに関する社内規則、ガイドライン、マニュアル等の作成・配布等を行う。コンプライアンス委員会は各部門及び各グループ会社の部門長、代表者等により構成し、CCOの指導に基づき、各部門及び各グループ会社におけるコンプライアンス体制の強化を図っている。今後、当社グループ各社における教育レベルの強化及び均一化、教育機会の増加等を行うことで、更なるコンプライアンス体制の強化を図る。

当社は、「コンプライアンス基本方針」に反社会的勢力との関わりを一切持たない旨を掲げており、反社会的勢力対応組織の編成や対応の心得・方法等を定めた「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、周知徹底を図っている。

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「経理規程」等の関連諸規定をはじめとする金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告にかかる内部統制システムを整備し、その有効性を評価し、不備を速やかに改善する体制を整えている。

業務監査担当者は、「内部監査規程」に基づき定期的に法令や社内規則の遵守状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告している。さらに、法令違反行為の未然予防と早期発見を目的として、当社及びグループ会社の役職員（アルバイト等非正規社員も含む）からの報告・相談を受け付けるホットラインを設置・運用している。今後、内部監査の機会を増加させると共に、被監査部門における内部統制を適切に整備運用できているかの自己評価を実施すること等により、その体制・運用方法の強化を図る。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び「文書保存管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存している。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、取締役、執行役員、各部門長及び各グループ会社により構成されるリスク判定会議において、当社グループの事業に内在するリスクを定期的に集約し、組織横断的・総括的な対策を講じている。その内容等については、経営会議を通じて全社に周知徹底される。

また、特に投資や為替におけるリスクについては、「投資ガイドライン」および「為替リスク管理規程」を整備し、当社グループ内の情報の収集とリスクの管理を行っている。

業務監査担当者は、「内部監査規程」に基づきリスク管理状況の監査を行い、その検討結果について、取締役会及び監査役会に報告している。

なお、万一、リスクが顕在化した場合は、「危機対策規程」に基づき適切な対応を講じるものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において期初毎に数値目標を含む当社グループの経営計画を策定し、この計画に基づき、執行役員、各部門長及び各グループ会社が具体的な施策を遂行している。そして、定期的に開催される経営会議及び月次決算報告会において、業務の進捗及び経営計画の目標達成状況を確認し、それ以降の業務運営に反映させている。

また、「業務分掌および職務権限に関する規程」にて、各部門の業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」、「稟議規程」等の機関決定に関する規定を定め、決裁権限を明確にしている。

5．当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ会社の事業内容や規模その他実態に応じた適切な内部統制が実施される体制が構築されるよう指導、助言している。

当社は、グループ会社の自主性を尊重して各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保しつつ、当社の役職員がグループ会社の役員を兼務し、月次または週次の定期的会議等を通じて重要事項に関する報告を受けるなどして、各社の業務の適正を確保するための体制を構築し、運用する。

今後、当社管理担当取締役もしくは管理部門役職者によるグループ会社の稟議等の承認プロセスへの関与体制の構築、グループ会社の適切な責任分解及び部門間の牽制が実現する組織体制の再編及び当社グループ会社における事業状況に合わせた報告体制の構築等により、一層のグループガバナンスの強化を図る。

業務監査担当者は、当社グループ会社に対する内部監査を定期的に実施し、その結果を当社の取締役会及び監査役会に報告している。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立

当社は、監査役の職務の執行に必要な場合、監査役会と協議のうえ、必要な業務量に応じて専任又は兼任の補助使用人を置く。監査役会の補助使用人を設置する場合は、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うものとし、また人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得るものとする。

また、業務監査室は、監査役との協議により、監査役会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告するものとする。今後は業務監査室の人員増加等により、内部統制体制の一層の強化に努める。

7．監査役への報告体制

当社及びグループ会社の取締役及び役職員は、監査役に対して、次の事項を報告する。

なお、監査役に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築し、運用する。

1．当社及び当社グループ会社に関する重要事項
2．当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
3．法令・定款違反事項
4．コンプライアンス体制の運用及びホットライン通報状況
5．業務監査室による監査結果
6．上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8．その他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役は、必要に応じて、経営会議その他当社の重要な会議へ出席し、また、当社及びグループ会社の役職員に個別にヒアリングを実施することができる。監査役会は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要に応じて、専門の弁護士、公認会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受けることができる。

当社は、監査役からの求めがあった場合は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還並びに債務の処理を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス基本方針」に反社会的勢力との関わりを一切持たない旨を掲げており、反社会的勢力対応組織の編成や対応の心得・方法等を定めた「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、周知徹底を図っている。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

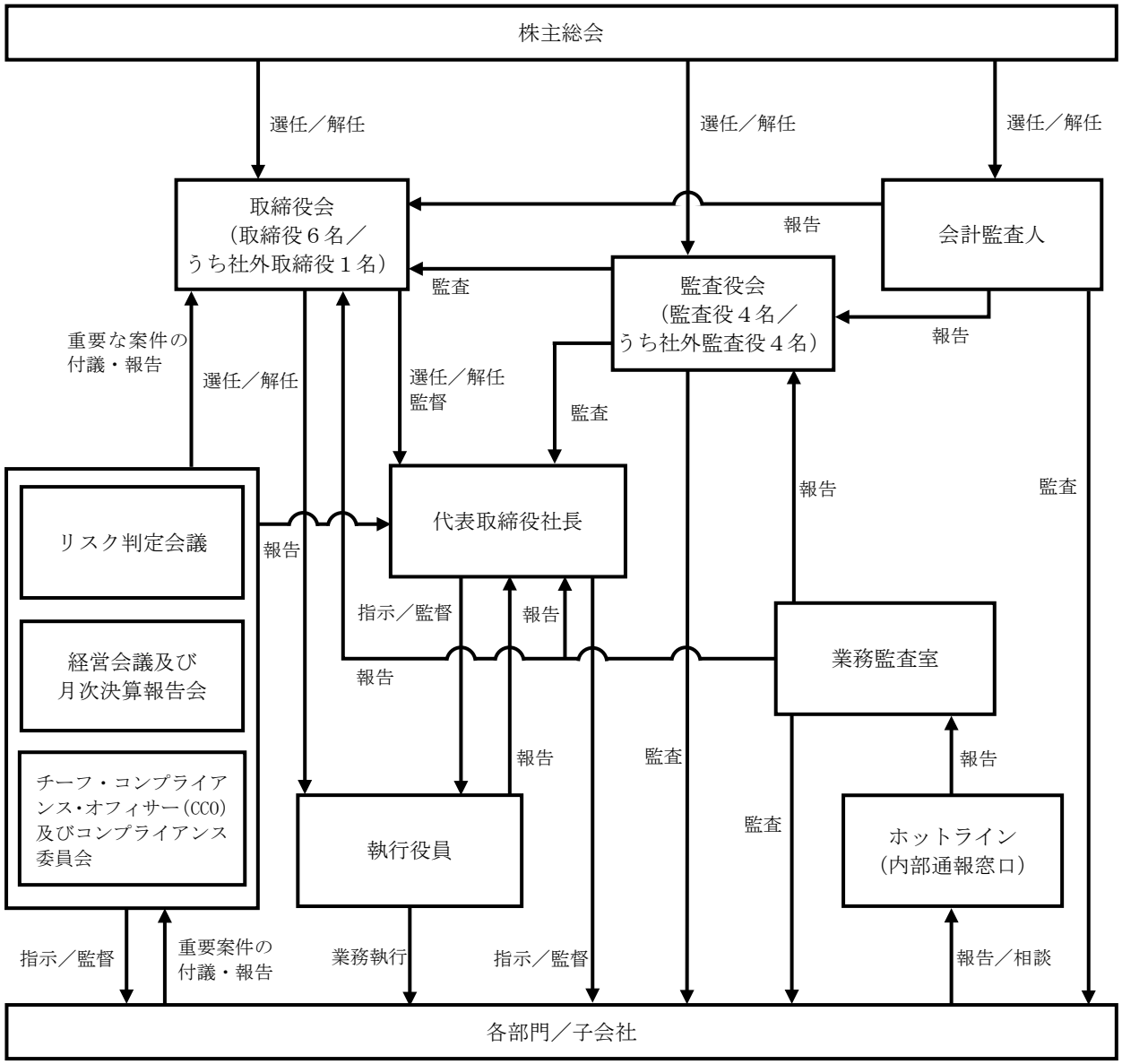
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【参考資料:コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



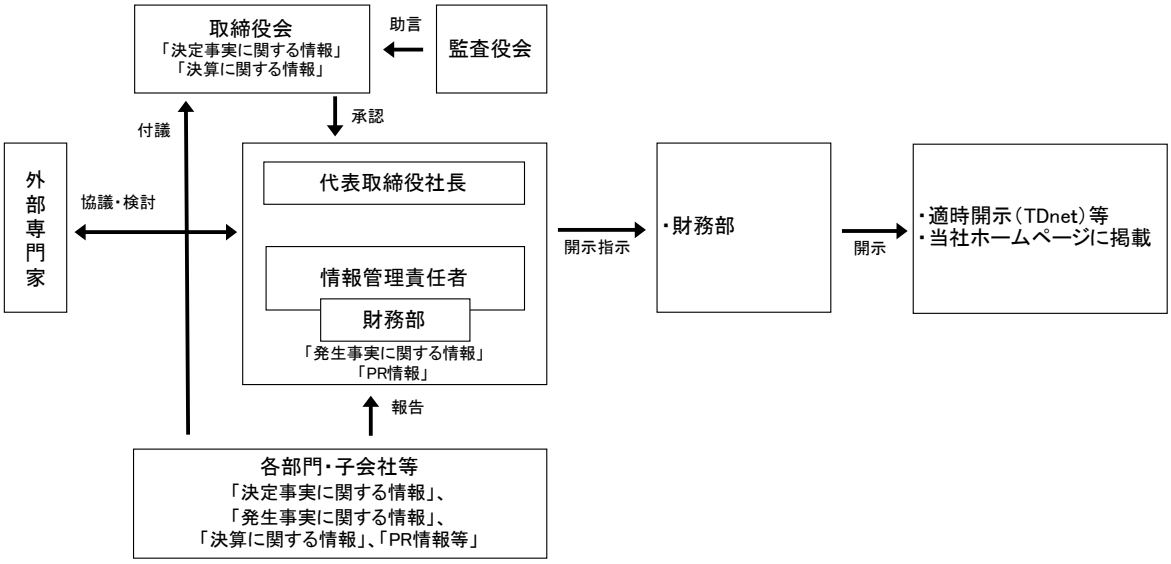
【参考資料:適時開示体制の概要】

１．適時開示に係る基本方針

当社では、会社情報の適切な開示活動を行うにあたり、会社法・金融商品取引法等の関連法令や株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則に則り、開示が要請される重要情報や投資者の投資判断に大きな影響を与えることが予想される会社情報等について、全ての市場参加者が公平・平等に入手できるよう、適時かつ適切な開示に努めております。

また、「内部情報管理規程」を制定し、役員及び従業員の内部情報管理の徹底を図っております。

２．適時開示業務を執行する体制



(1)決定事実に関する情報

当社の業務執行上の重要事項については取締役会で決議を行っておりますが、当社の取締役会の議案を、あらかじめ適時開示基準に照らした上、重要な会社情報については決議後すみやかに情報開示することとしております。

(2)発生事実に関する情報、PR 情報等

発生事実、及び、PR 情報等に関しては、当該発生部門または子会社が情報の集約・把握を行い、すみやかに代表取締役社長及び情報管理責任者に報告し、情報の重要性を判断した上で、開示の必要性について協議しております。また、必要に応じて外部の専門家（弁護士・会計士等）の意見も仰いでおります。

(3)決算に関する情報

毎月、経営管理本部において月次決算を行い、その内容につきましては取締役、執行役員、部門長、子会社社長及び幹部社員で構成されている月次決算報告会で報告を行っております。決算の内容につきましては、経営管理本部を開示資料作成の責任部署とし、適時適切な開示を行なっております。